

引き続き お知らせ

水洗便所改造資金の融資を  
ご利用ください

くみ取り便所を改造または既存の浄化槽を廃止して、下水道に接続する工事費用について、市では無利子の融資資金をあつせんしています。

合併に伴い平成17年度からは、次の内容で実施します。

■対象となる工事

- くみ取り便所を改造して下水道に接続する工事
- 浄化槽を廃止して下水道に接続する工事
- これらの工事に付帯する排水設備の工事

■融資の対象者

- 自己資金での工事が困難であること
- 市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと
- 下水道処理開始日から3年以内に行う工事であること
- 市内に住所を有する連帯保証人を1人有すること
- 融資あつせん限度額
- くみ取り便所の場合  
1件につき40万円
- 浄化槽の場合  
1件につき30万円

■利息 市が負担します。

■償還方法

貸付の翌月から工事1件につき、毎月1万円ずつを償還

■提出書類

- 水洗便所改造資金融資あつせん申請書
- 申請人および連帯保証人の印鑑証明書、市税納税証明書 各1通

■問合せ

申請方法など詳しくは、指定工事店もしくは次の担当課へお問い合わせください。

- 市庁舎本館下水道業務課下水道業務係（内線2825）
- 東予総合支所下水道課業務係（内線211）

宅地内の排水設備は  
個人管理が原則です

宅内排水設備の清掃を行う業者が営業のため、個人宅を訪問しています。中には、市役所の依頼を受けているような紛らわしい説明をしたり、高額な料金を請求したりするなど、悪質な業者も見受けられます。

宅内排水設備は、個人管理が原則です。市が宅地内の排水設備の点検や清掃等を行ったり、業者を派遣・紹介したりすることはありません。

調査や点検に応じるときには、身分証明書の提示を求め等して、十分にご注意ください。

通常の使用で排水管が詰まることはありませんが、故障等が生じたときには、市の指定工事店に相談されることをお勧めします。

下水道の供用開始区域が  
決定しました

公共下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日

平成17年 公共下水道供用開始区域

玉津	船屋東北、玉津、市塚、市塚新街、川南、森戸川北、横黒下の一部区域
飯岡	末広町、中野口の一部区域
西条	北新田の一部区域
神拝	下喜多川北、古川、御所通り、八丁、下町中の一部区域
大町	上小川、中南、岸陰、天皇、新田、沢、若葉町東若葉町西、西の川原の一部区域
神戸	土居内、釜の口の一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中の一部区域
橘	野々市西、野々市東、榎木東、榎木西、西泉中西田、坂元の一部区域
水見	西の原、西町、寺の下、末長、野部里、新町上の浦、山口、上町、尾土居の一部区域
壬生川	壬生川、喜多台の一部区域
国安	国安、桑村、三芳の一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺、高松の一部区域

から6カ月以内に排水設備の設置を、3年以内に水洗便所への改造を実施しなければなりません。

■排水設備等の工事

排水設備等の工事は、定められた基準に従って、正しく施工していただくため、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。

指定工事店がわからない場合は、次の担当課へお問い合わせください。

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課下水道業務係（内線2825）
- 東予総合支所下水道課業務係（内線211）

まちづくりボランティアを  
支援しています

市では、まちづくりボランティア団体の活動に必要な経費の一部を補助しています。補助金の交付を受けるには団体の登録申請を行い、登録の認定後、補助金の交付申請をしていただきます。

■対象となる団体

次の要件に当てはまる、5人以上の団体。

- 市内の環境美化活動、文化振興活動、その他地域社会生活等の改善・向上のために行う活動について、自らの技能と労力を自主的、自発的に奉仕の精神に基づき無報酬で提供する団体
- 市内に居住・在勤・在学している人で構成され、ボランティア活動をを行う団体

■対象とならない活動

- 福祉に関するボランティア
- PTAとしての活動
- 自治会の町内一斉清掃
- 県や市などから補助金等が支出されている活動

○政治・宗教に関する活動

- 補助限度額 1団体10万円
- 申込期限 4月28日(木)

■問合せ

市庁舎本館市民相談課市民活動支援係（内線2465）